

大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。）建設工事 条件付一般競争入札（事前審査型）共通入札説明書

入札参加者は、大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。以下同じ。）の入札において、この「大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。）建設工事条件付一般競争入札（事前審査型）共通入札説明書（以下「共通入札説明書」という。）」のほか、「入札公告」及び「大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。）条件付一般競争入札心得（事前審査型）（以下「入札心得」という。）」の内容を遵守するとともに、「建設工事請負契約書（案）（以下「契約書」という。）」及び「設計図書」等その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

1 入札公告等の交付等

「入札公告」及び「共通入札説明書」等入札に参加するために必要となる資料（以下「入札公告等」という。）を、入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）に対し、交付する。

(1) 入札公告等の交付

ア 交付日

「入札公告」による。

イ 交付方法

大阪府ホームページの「入札公告」画面からのダウンロードにより交付する。

(2) 交付する入札公告等の内容

「入札公告」による。

（「入札公告」の【交付書類一覧表】参照）

2 予定価格等の事前公表

「予定価格」及び「最低制限価格」を次のとおり事前公表する。

(1) 公表日

「入札公告」による。

(2) 公表方法

「入札公告」、「大阪府電子調達（電子入札）システム」及びホームページにより公表する。

3 入札参加資格

入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げる要件とする。

(1) 【単体企業の場合】

単体企業にあっては、単体企業として次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

ア 「入札公告」に定めた入札参加資格をすべて有している者であること。

イ 大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府建設工事競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府建設工事競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）でないこと、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

エ 「入札公告」の公告の日までに、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）別表第 1 の上欄

に掲げる建設工事の種類（以下「業種」という。）のうち、「入札公告」に定める業種について、同法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けた者であること。

なお、一般建設業の許可又は特定建設業の許可の別は「入札公告」によるものとする。

オ 「入札公告」に定める建設工事の種類について、「入札公告」に定める審査基準日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていること。

カ 「入札公告」の公告の日から入札の日までの期間において、次のいずれにも該当しない者であること。

（ア）大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者

（イ）大阪府入札参加停止要綱別表に掲げる措置要件に該当する者（建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業の停止の命令であって、大阪府の区域以外の区域又は「入札公告」に定める業種以外の業種に係るものを受けている者を除く。）

（ウ）大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者（「入札公告」の公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を全額納付した者は該当しない。）

（エ）大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）、同規則第3条第1項各号のいずれか又は同条第2項に該当すると認められる者

キ 別に定める災害時等施工能力事前審査に係る認定登録を有している者であること。

(2)【組合の場合】

組合（官公需適格組合のことをいう。以下同じ。）にあっては、組合において(1)に該当する者であること。

また、組合員のすべてが、(1)カのうち（ウ）及び（エ）に該当しない者であること。

4 入札参加申込手続き

入札参加希望者は、次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）参加申込書（以下「入札参加申込書」という。）及び「入札公告」に定める入札参加資格を確認するための添付資料を提出（以下「入札参加申込」という。）し、「入札公告」に定める発注事務所（以下「発注事務所」という。）の確認を受けなければならない。

なお、期限までに入札参加申込を行わない者は、当該入札に参加することができない。

(1) 入札参加申込

ア 申請期間

「入札公告」による。

イ 提出方法

（ア）入札参加申込書

「入札公告」による。

（イ）入札参加資格を確認するための添付書類

（ア）と同じ。

(2) 入札参加資格を確認するための添付資料は各資料に記載した指示に従い作成すること。

(3) 提出した書類の返却は行わない。

5 入札参加資格の審査及び審査結果の通知

発注事務所において入札参加申請を受け付けた場合、遅滞なく入札参加資格の有無について審

査を行い、その結果について、次に掲げるところにより、入札参加希望者に対して交付する。

- (1) 審査の結果、入札参加資格の確認ができた者には、『入札参加資格が(有る・無い)』欄に『有る』と記載した入札参加資格確認書を交付する。
- (2) 審査の結果、入札参加資格の確認ができなかった者には、『入札参加資格が(有る・無い)』欄に『無い』と記載した入札参加資格確認書を、理由書とともに交付する。

6 『入札参加資格が(有る・無い)』欄に『無い』と記載した入札参加資格確認書の交付を理由書とともに受けた者に対する理由説明

- (1) 『入札参加資格が(有る・無い)』欄に『無い』と記載した入札参加資格確認書の交付を理由書とともに受けた者は、その理由を理由書に記載されている期限までであれば、大阪府に説明を求めることができる。
- (2) (1)により説明を求める場合は、発注事務所の長に対して、書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。)を提出するものとし、「入札公告」に定める提出方法以外によるものは受け付けない。
- (3) 理由説明を求めた者に対する回答は、「入札公告」に定める方法により行う。
- (4) (1)により説明を求めた者が入札参加資格を全て満たすことが明らかになった場合、説明を求めた者に対して、5(1)の入札参加資格確認書を交付する。

7 設計図書等の交付

設計図書等は、5(1)の入札参加資格確認書の交付を受けた者に交付する。

- (1) 交付期間
「入札公告」による。
- (2) 交付方法
「入札公告」による。
- (3) 交付する設計図書等の内容
「入札公告」による。
(「入札公告」の「交付書類一覧表」参照)
- (4) その他
設計図書等は、本件入札の積算及び見積り以外の目的で使用してはならない。

8 設計図書等に対する質問及び回答

- (1) 質問書の提出
 - ア 質問期間
「入札公告」による。
 - イ 質問方法
設計図書等に対する質問は、発注事務所の長に対して、設計図書等に関する質問書を提出するものとし、「入札公告」に定める提出方法以外によるものは受け付けない。
- (2) 質問に対する回答
 - ア 回答日
「入札公告」による。
 - イ 回答方法
回答書を電子メールによる送付の方法により行う。なお、回答書は5(1)の入札参加資格確認書の交付を受けた者すべてに送付する。

9 入札執行の日時及び方法

「入札公告」による。

10 入札書の提出

(1) 入札書の提出方法

ア 入札書は指定する様式により提出するものとし、「入札公告」に定める提出方法以外による提出は認めない。

なお、入札書提出に当たっては、入札金額及びくじ入力番号等必要事項を記載すること。

イ 入札書を提出した後は、入札書の書換え、引換え及び撤回をすることができない。

(2) 入札回数

1回とする。

11 入札の辞退

(1) 入札参加者は、5(1)の入札参加資格確認書の交付を受けた後から入札書を提出するまでの間に、いつでも入札を辞退することができる。ただし、入札書の提出後は、辞退することができない。

(2) 入札参加者が入札を辞退するときは、次の掲げるところにより行うものとする。

ア 入札前にあっては、入札辞退届を発注事務所の長に提出するものとする。

イ 入札中にあっては、入札を辞退する旨を入札書に記載し、10(1)アに定める方法により提出するものとする。

(3) 辞退届を提出後は、当該辞退届を撤回できない。

(4) 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けることはないものとする。

(5) (2)アにより入札を辞退した者は、入札参加申込書の受付期間中であっても、当該入札には再度申請することはできない。

12 入札の保留、延期又は取り止め

入札執行の前又は執行中に、次の各号のいずれかの事由が生じ、入札執行が困難又は執行すべきでないと認められるときは、入札執行を保留、延期又は取り止める（以下「保留等」という。）場合があるものとする。

(1) 天災地変等により通信遮断、交通途絶等の事由が発生したとき。

(2) 入札の執行を保留等すべきと判断するに相当する談合その他不正行為に関する情報が、有力な証拠をもって通報されたとき。

(3) 6(4)の規定により5(1)の入札参加資格確認書を交付した場合、その者の建設業法に基づく見積期間が確保されないと判断し、入札日を延期することとしたとき。

(4) その他発注者が、やむを得ない事由により入札の執行を保留等すべきと判断したとき。

13 調査の実施

12(2)により、入札を保留等したときは、必要に応じて公正入札に係る調査を行う。

この場合、入札参加者は調査に協力しなければならない。

14 工事費内訳書等の提出

(1) 入札に際し入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書総括表及び工事費内訳書（以下「工事費内訳書等」という。）を提出すること。

(2) 入札参加者は、工事費内訳書等を提出するにあたり、工事費内訳書等を検算及び確認の上、工事費内訳書総括表に検算者の記名を行わなければならない。

(3) 工事費内訳書等を提出しない者は、入札に参加できないものとし、提出された入札書は無効とする。

(4) 工事費内訳書等に記載された工事価格と入札書に記載された入札金額が異なる場合、提出さ

れた入札書は無効とする。

- (5) 入札書の提出後、工事費内訳書等の変更等を認めない。
- (6) 工事費内訳書等は、入札終了後、発注事務所において破棄する。

15 入札金額

落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって請負代金額とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

16 入札保証金等

- (1) 入札保証金は大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第61条の規定に該当する場合は免除する。
- (2) 落札者が契約を締結しないときは、違約金として契約希望金額の100分の2に相当する額を徴収する。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱 別表13（経営不振）の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
 - イ 大阪府入札参加停止要綱 別表6（安全管理措置）(2)イの規定により入札参加停止1月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
 - ウ 代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合
 - エ 死亡、傷病又は退職（定年退職を除く。）により配置技術者が欠けることとなったため契約を締結しない場合

17 入札の無効

- (1) 入札参加資格がない者及び虚偽の申請を行った者が提出した入札書並びに入札心得及び入札公告等において示す条件等に違反した者が提出した入札書は無効とし、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- (2) 入札書の提出者が無い場合又は1者のみの場合は、本入札は原則として無効とする。
ただし、入札書の提出者が1者のみの場合でも、当該入札者の入札金額が、最低制限価格と同額の場合はこの限りでない。

18 落札者の決定方法

- (1) 大阪府財務規則第57条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札者は以下の方法により決定する。
 - ただし、「入札公告」において、複数の入札に入札書の提出を認めているが、落札できる案件数を制限している場合は、開札日時の早い工事から落札決定を行い、制限している件数を当該落札者が満たしたときは、他の案件の落札者とししないものとする。
 - 落札者を決定した場合は、その金額（契約希望金額）を請負代金額とする。
 - なお、請負代金額に1円未満の端数が生じた場合、切り捨てるものとする。
- (2) (1)の規定により落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、郵便入札心得（物品関係）第7条の規定を準用する。

19 入札執行の取扱い

入札執行の取扱いについては、この共通入札説明書に定めるほか、入札心得に定めるところに

よるものとする。

20 配置技術者の資格の確認

- (1) 落札者は、22(2)に規定する日までに発注事務所において、配置技術者等に係る資格を証明する以下の書類について、その原本の写しを提出すること。提出できない場合は、落札決定を取り消し、16(2)に定める違約金を徴収する。ただし、16(2)エに該当するときは違約金を徴収しない。
- (2) 配置技術者の資格を証明する書類
 - ア 監理技術者
 - (ア) 監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）
 - (イ) 監理技術者講習修了証（以下「修了証」という。）
 - イ 主任技術者
 - (ア) 主任技術者資格を有する証（実務経験によるものは経歴書）
 - (イ) 監理技術者資格者証を有する者は、上記アと同じ
 - ウ 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。）

監理技術者補佐の資格の確認を行うために、次に掲げるア又はイの写しを「入札公告」に定める日時までに「入札公告」に定める提出先へ提出すること。

 - (ア) 監理技術者資格を有する証
 - (イ) 一級施工管理技士補は、上記②に加え、一級第一次試験合格証明書

※建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

20-2 専任性の確認

請負代金額が、4,000万円以上となる工事の場合にのみ、次に掲げるア及びイの副本の写しを22(2)に規定する契約締結の日までに発注事務所に提出すること。

- ア 経營業務の管理責任者証明書（様式第7号）
- イ 専任技術者一覧表（様式第1号別紙4）

21 誓約書の提出

落札者は、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書及び社会保険に関する誓約書を発注事務所へ提出すること。

22 契約手続等

- (1) 契約書類は、落札者に文書で交付する。
- (2) 落札者は特別の事情がある場合を除き、落札決定の日の翌日から起算して10日以内（大阪府の休日に関する条例（平成元年大阪府条例第2号）第2条第1項に規定する府の休日（以下「休日」という。）を除く。）に発注事務所へ契約書及び21に定める誓約書並びに10(1)アにより提出した入札書の原本（電子メール又はFAXにより提出した場合に限る。）を提出すること。10日以内（休日を除く。）に提出がない場合は、落札者又は契約の相手方としての権利を放棄したものとみなすことがある。
- (3) 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を締結しないことがある。
 - ア 3カ（ア）から（エ）までのいずれかに該当したとき。
 - イ 入札参加申込時等に提出した「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しが契約締結予定日時点で無効である場合に、契約締結時に有効な「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しを提出しないとき。

- (4) (2)又は(3)の規定により契約を締結しないときは、16(2)に定める違約金を大阪府に支払わなければならない(ただし、16(2)アからエに該当するときを除く。)。この場合、大阪府は一切責めを負わない。

23 契約保証金

- (1) 落札者は、請負代金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
- ア 大阪府が認めた契約保証金に代わる担保となる有価証券等
 - イ 大阪府が確実と認めた当該契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
- (2) (1)の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金は免除する。
- ア 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約(保険金額は、請負代金額の100分の10以上)を締結したとき。
 - イ 債務の履行を保証する公共工事履行保証契約(保証金額は、請負代金額の100分の10以上)を締結したとき。

24 実施上の留意事項

- (1) 入札に参加するための費用は、入札参加申込書等の提出者の負担とする。
- (2) 入札参加申込書及び「入札公告」に定める入札参加資格を確認するための添付資料に虚偽の記載をした者(以下「虚偽記載をした者」という。)には、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。
- また、虚偽記載をした者が提出した入札書は無効とし、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。
- (3) 入札参加者は、入札参加申込書の提出後、入札参加資格を喪失する事由が生じた場合は、速やかに契約担当者にその旨を通知すること。
- (4) 入札参加資格確認書の交付後、入札参加資格を失う事由が確認された場合は、入札参加資格を取り消すことがある。
- (5) 落札者は、当該工事の現場に配置技術者を置くこと。なお、死亡、傷病又は退職(定年退職を除く。)等やむを得ない場合のほかは、配置技術者の変更は認めない。死亡等特別の理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、当初の配置技術者と同等以上の者を配置しなければならない。
- (6) 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者として入札参加申請を行う場合には、これらの複数の工事のうち一の工事を落札したことにより他の工事に当該配置予定技術者を配置できなくなった場合には、入札参加申請の取り下げを行う等により他の工事に係る入札には参加しないこと。
- (7) この共通入札説明書のほか、工事ごとに定める入札参加条件は、「入札公告」に定めるものとする。